

金属アーク溶接等作業対象

マスクフィットテストのご案内

令和5年4月1日から義務化

金属アーク溶接作業等を実施している屋内作業場では、①を実施後に②・③の対応を講じた上で、令和5年4月1日から**マスクのフィットテスト**(④)を1年以内ごとに1回実施していく必要があります。

① 溶接ヒュームの濃度測定 (特化則第38条の21第2項、測定等告示第1条)

継続して金属アーク溶接作業を行っている労働者一人一人に対して、個人ばく露測定を行います。(作業内容に変更がない場合は初年度のみ)

② 換気装置の風量の増加等の措置 (特化則第38条の21第3.4項)

①の測定結果が(マンガンとして)0.05mg/m³以上の場合は、換気装置の風量増加等の対応措置を講じ、その後の効果確認のために再度溶接ヒュームの濃度測定を行います。

③ 溶接ヒューム濃度に応じた呼吸用保護具(マスク)の選択

(特化則第38条の21第6項、測定等告示第2条)

①の測定結果から要求防護係数を算出し、それを上回る指定防護係数を有する呼吸用保護具を労働者一人一人に使用させます。

④ マスクのフィットテストの実施 (特化則第38条の21第7項、測定等告示第3条)

1年以内ごとに1回、労働者一人一人に対して呼吸用保護具の密着性確認のためのマスクのフィットテストを行います。

⑤ 記録の保存 (特化則第38条の21第7~8項)

溶接ヒュームの測定結果、フィットテストの結果は、それぞれ決められた期間の保存が必要です。



【測定の流れ】

ご依頼

御見積書の作成

マスクのフィットテスト

結果書発行

フィットテストの詳細は裏面をご覧ください

マスクの定量的(短縮)フィットテスト

- 定量的(短縮)フィットテスト※ではマスクを装着した上で、インストラクターの動作指示に従いながら、専用の測定機器(フィットテスター)によりマスクの漏れを定量的に測定し、その結果が基準値(要求フィットファクタ)を満たしているかを確認します。(所要時間:お一人約3分)
- 基準値に適合しなかった場合は、機器によるトレーニングモードで、マスクの微調整や漏れ箇所の確認などを行い、正しい装着方法を習得することができます。(マスクサイズを交換した上での再テストも可能です)
- フィットテストの結果は記録簿等にまとめ、3年間の保存が必要です。



(フィットテストの様子)

※「定量的(短縮)フィットテスト」にはご使用のマスク専用のアダプターが必要となります(使い捨てマスクの場合はアダプター不要)。アダプター非対応のマスクをご使用の場合は、アダプター不要の「定性的フィットテスト」による測定も対応可能です。

山口県予防保健協会でフィットテストを行うメリット

- ★当協会では「フィットテスト実施者に対する教育実施要領(R3.4 厚労省)」に基づく養成研修を修了した技師が在籍しております。
- ★お手頃な料金設定で信頼性の高いテストを実現し、短時間・短期間でテストから結果書発行まで行います。



当協会所有の
カノマックス製フィットテスター

☞ **各種条件に応じて提案、見積をいたします。**
まずはお気軽にお問い合わせください！！

[作業環境測定機関]

公益財団法人山口県予防保健協会 食品環境検査センター

(〒754-0001 山口市小郡上郷 5408 番地 1)

Tel:083-941-6300 (音声ガイド2番) Fax:083-941-6400

Mail:plangr@yobou.or.jp

【担当:出口・中村】